

法意識論を踏まえた法の不確定性における言語処理の可能性

山下瞬¹

¹東京大学大学院

shunyamashita.study@gmail.com

概要

本稿は、法の不確定性における言語処理、特に、日本における法意識を踏まえた言語処理の可能性について検討するものである。

法の不確定性について、内在的・外在的視点から、法の規定内容における不確定性（①ことば自体の曖昧性、②ことばの意味調整）と法の適用における不確定性（③事実認定・法の特定、④融通性）に分けて概説した後、日本人の法意識が法の不確定性に影響を及ぼしているとする川島武宜の法意識論を紹介する。こうした議論を踏まえて、法の不確定性の解明にあたり、法的判断予測と立法過程における言語処理技術活用の方向性について若干の検討を行う。

1 はじめに

近年の法律の条文や判例をはじめとする各種文献・資料のデジタル化の進展と、データ処理に使われるコンピュータやソフトウェアの高性能化に伴い、法に関連するテキストデータを分析する研究が増加している [1]。本学会においても、近年では2024年及び2026年の年次大会において、法ドメインに関するテーマセッションが開催されるなど、言語処理技術の活用が注目を集めている。

裁判や立法といった法タスクの多くは、ことば（自然言語）というコミュニケーション手段を用いて行われることから、元々法ドメインは言語処理との相性が良いと言える。

しかし、法ドメインには、他のドメインとは異なる「不確定性」という特徴があり、言語処理技術の活用においてもかかる特徴に留意することが重要である。そこで、本稿では、法の不確定性及び当該不確定性に影響を与える法意識について説明した後、これらに対する言語処理の可能性について検討を加える。

2 法の不確定性

2.1 可読性との相違

よく「法は難解である」と言われる。確かに、法律の文書は、「瑕疵」（モノの欠陥や不具合）や「善意」（知らないこと）・「悪意」（知っていること）など、日常生活ではあまり使用されない、あるいは、日常生活とは意味の異なる「法律用語」が頻繁に用いられているため、一般国民にとって理解しにくい側面がある。こうした法律文書の可読性を向上させるための言語処理の取り組みも実践されているところである[2,3]。

しかし、本稿で取り上げる、法の不確定性は、「法（で書かれたもの）が理解しにくいという状態」ではなく、「法が規定する内容及び法が適用されるか否かが確定していない状態」を意味している。法の可読性と不確定性の違いは、次表のとおりである（表1）。

表1 法の可読性と不確定性

| 法の可読性 | 法の理解しにくさ、わかりにくさ |
|--------|-----------------|
| 法の不確定性 | 法の内容、適用における不確かさ |

言語処理により何を獲得するのかという目標を明確にするためには、当該言語処理が法の可読性の向上に向けられたものであるのか、それとも法の不確定性の解明に向けられたものであるのかという点を、明確に区別することが重要であるように思われる。

以下では、そもそも、法の不確定性とは何を意味するのかについて、①法の規定内容の不確定性と、②法の適用における不確定性に分けて説明する。

2.2 法の規定内容における不確定性

①法の規定内容における不確定性とは、法のことばの意味が不確定であることをいう。この意味における不確定性には、内在的・外在的に2つの意味が含まれる。

第1に、ことば自体から内在的に生じる不確定性である。法律文書は自然言語で記述されることから、上述のとおり可読性の問題はあるにしても、数式などと比べると国民にとってより馴染みやすい側面があるとは言える。その反面で、厳密性という点においては、数式などと比べると必然的に曖昧な要素が残り得る[4]。

第2に、社会的環境の変化から外在的に生じる不確定性である。法は、その社会の人々の価値観を基礎として、特定の社会生活を対象として規定される。しかし、人々の価値観、社会生活そのものは不変でなく時代とともに変化することから、法の意味内容も新しい社会的環境に対応して調整されていくことになる。こうしたことばの意味調整の作業が「法解釈」と呼ばれるものである。その意味において、法のことばの意味が完全に確定されることはなく、時代の変化に伴い新たな社会的環境の下で、常に解釈の余地を残すものと言える。

2.3 法の適用における不確定性

次に、②法の適用における不確定性とは、法を現実に適用する場合において、不確定な要素が存在することをいう。この意味における不確定性にも、内在的・外在的に2つの意味が含まれる。

第1に、法適用という作業自体から内在的に生じる不確定性である。「法適用」とは、法的決定（裁判など）をするために、法に事実を当てはめる作業のことをいう。

仮に法のことばの意味が確定したとしても、自動販売機のように、裁判において自動的に判決が出るわけではない。なぜなら、当てはめるべき「事実」と「法」が不確定だからである。すなわち、事実（真実）は「神のみぞ知る」ところで、現場を目撃したわけでもない裁判官は、裁判において証拠に基づき事実（「前提となる事実」）を確定しなければならない（この作業を「事実認定」という。）。

また、たとえ事実を確定することができたとしても、当該事実関係の下において当該紛争を解決するために適切な法（A法なのか、B法なのか）を特定する必要がある。

第2に、法を適用する社会的環境から外在的に生じる不確定性である。法適用は、確定した事実を裁判における行動基準（裁判規範）としての法を当てはめる作業であるが、裁判規範の前提として、社会生活における行動基準（行為規範）としての法が存

在する（いわゆる「生ける法」）。そして、人々が法を守ることに不都合を感じる場合、すなわち、裁判規範と行為規範との間に乖離（ズレ）が生じている場合において、法を厳格に適用するのではなく、法の適用を回避したり、法を変更して適用したりすることで、いわば理想（法）と現実（社会生活）とのギャップを埋めることがある。つまり、法適用に必要な事実と法が確定されているにもかかわらず、法適用を行なわないことがあり得るのであるⁱ。こうした、法適用における選択の幅ないし余地を「融通性」と呼ぶ。

これまで述べた法の不確定性について、「規定内容」及び「適用」について、それぞれ「内在的」及び「外在的」に対応した2×2のマトリクスでまとめたものが次表である（表2）。以下では、この表に該当する領域Ⅰ～Ⅳについて指摘することができる。

表2 法の不確定性の領域

| 不確定性 | 内在的 | 外在的 |
|------|--------------------|-------------------|
| 規定内容 | ことば自体の曖昧性 (領域Ⅰ) | ことばの意味調整 (領域Ⅱ) |
| 適用 | 事実認定・法の特定 (領域Ⅲ) | 融通性 (領域Ⅳ) |

2 法の不確定性と法意識論

こうした法の不確定性、特に、外在的な要因に起因する不確定性（ことばの意味調整及び融通性、領域Ⅱ及びⅣ）については、その国の法意識によって影響を受けることを指摘したのが、日本における法意識論に先鞭をつけた川島武宜である。川島の代表的著作である『日本人の法意識』[5]において、法の不確定性についての日本人の法意識が触れられている。

2.1 川島の法意識論

川島の法意識論における法の不確定性についての議論は、要約すると次のような内容である。

第1に、法の規定内容における外在的な不確定性、すなわち、ことばの意味調整（領域Ⅱ）に関して、法のことばの意味を確定的・固定的なものとして意識する社会（欧米諸国）と、法律のことばの意味を本来不確定的・非固定的のものとして意識し承認し

ⁱ こうしたことが可能であるためには、裁判官や行政官に法の解釈及び適用において裁量（自由心証主義、行政裁量）があることが前提となる。

ている社会（日本）とでは、意味調整の努力の形態が異なるとする。すなわち、法のことばの意味を確定的・固定的なものとする国（欧米諸国）では、法律の解釈の幅に限界があり、新たな法的判断基準を法律のことばの意味に含まれていないことを示すものとして、「慣習法」や「条理」といった正当化根拠を必要とする。その正当化の方法も用いることができない場合に法律改正という立法手続で対応することになるとしている。

これに対して、法のことばの意味を不確定的・非固定的なものとする日本のような国では、新しい社会的環境に対応して法律のことばに新たに付与される意味は、そのことばに「はじめから含まれていた」のであって、ただそのようなことばの意味が「発見」されたにすぎない、という「説明」がなされ、このような「説明」の正当性についての信念をつくりだすために、法律のことばが「解釈」されたにすぎないというふうの説明されるとしている。

第2に、法の適用における不確定性、特に融通性（領域IV）に関して、欧米諸国の思想の伝統においては、法規範と現実の社会生活とは常に対置され、法的過程はこの2つのものの緊張関係にある。川島は「たとえ世界が亡びるとも正義は行なわれるべきである（Fiat iustitia, et pereat mundus.）」との欧米の二元主義を示す法的格言を引用しつつ、アメリカの禁酒法のように、非現実的な法であるにもかかわらず、ともかくも現実に法を行う努力がなされることを指摘する。

これに対して、日本では、現実と理想とを厳格に分離し対置させる二元主義の思想の伝統はなく（あるいは、極めて弱く）、現実と妥協の形態こそが、「融通性のある」態度として高く評価されるとして、道路交通法と売春防止法における取締りの例を挙げる。これらの法律に見られるように、法に基づく厳格な取り締まりが行なわれないことを指摘し、治者である取締り当局も被治者である一般国民も、日本では、法を「伝家の宝刀」として取り扱う性向（法の規範性の不確定性の信念）があるとしている。

川島の議論を図式化したのが次表（表3）である。

表3 法意識の違いによる法の不確定性の比較

| 不確定性 | 欧米諸国 | 日本 |
|-------------|---------------|----|
| ことばの意味調整の手段 | 慣習法, 条理, 立法手続 | 解釈 |
| 融通性 | 低い | 高い |

2.2 言語処理への法意識論の影響

川島の法意識論は、その中心テーマとして、日本人が民事上の紛争解決の手段として、訴訟及び第三者の裁定という方法を回避する特別の性向を持つとして、その最も重要な原因が日本人の法意識の特徴にあると位置付けるものである。法の不確定性に関する法意識については、この中心テーマのヴァリエーションであると言える[6]。川島の法意識論に対しては、これまで多くの批判的な検討がなされ[7,8,9]、現在でも法社会学における中心的なテーマを構成している。

しかし、法ドメインの言語処理を検討するにあたっては、川島の法意識論、特に法の不確定性に関する指摘は、示唆に富むものと考えられる。その理由としては、次の3点を挙げることができる。

第1に、日本においては、その法意識に基づき、解釈が多用されることを強調した点である。欧米諸国のように、法のことばの意味を確定的・固定的なものとする傾向があるのだとすれば、法令のテキストから言語の意味を抽出することは容易かも知れない。しかし、日本のように、法のことばの意味を不確定的・非固定的なものとする傾向があるのだとすれば、言語の意味のすべてを法令のテキストデータから確定することは難しくなると思われる。そのため、成文の法典が無い判例法の国のみならず、成文法の国である日本においても、実際の法の解釈が示される判決書や法執行に係る行政文書などのテキストデータの分析が重要であると考えられる。加えて、法令のテキストと法適用に関連するテキストとの有機的な連携の在り方についても模索していく必要性について目を開かせることになる。

第2に、法適用における法の融通性を強調した点である。欧米諸国のように、法の融通性が低いと考えられる社会と比べて、法の融通性が高いと考えられる日本においては、法適用に外的に影響する因子として、法意識の影響についても措定される必要があると思われる。特に、近時研究が盛んに行なわれている、法的判断予測（Legal Judgment Prediction, LJP）においても示唆を与える可能性がある。

また、これまでは、質問紙調査などを用いて国民の融通性に関する分析が行なわれてきた[10]。しかし、川島は治者と被治者を区別せず、法の融通性について論じていることから、立法過程や法執行過程における法意識ないし融通性を解明していくことも

意義があることであると考えられる。ただし、法執行過程については、個人情報保護やデータの情報公開などの面でデジタル化が進む立法過程[11]と比べると、リソースを確保することが難しいと思われる。そこで、豊富でオープンアクセスが可能な法令を利活用した立法過程における言語処理を行う戦略が有効であると考えられる。

第3に、法の解釈及び適用に共通して、法の通時的分析の重要性を意識させた点である。すなわち、川島の法意識論に基づく法は、その時代や社会的環境に応じて変化し、流動的なものと言える。そのように法を捉えるのであれば、共時的な観点からのみならず、通時的な観点からの言語処理技術の活用も法の不確定性の解明に重要な役割を果たすことになると考えられる。

3 法の不確定性と言語処理

法ドメインにおける不確定性の解明は、これまで、主に裁判や法執行という法的過程、あるいは、解釈学を中心とする法律学を通じて行なわれることが期待されていた。しかし、上述のとおり、法ドメインにおける言語処理に関する研究は日々進化しているところである。以下では、法意識論を踏まえて、法の不確定性の解明における言語処理の可能性について、若干の検討を試みる。

3.1 法的判断予測

法の不確定性の解明に寄与するものとして、実務的な要請も相まって、言語処理技術の活用が進んでいると言えるのが先に述べたLJPに関する研究である。これらは、主に領域Ⅱ及び領域Ⅲの解明に寄与する。海外のLJPでは、米国における連邦最高裁判所の判断についての分析[12]や、欧州人権裁判所において審理された事件についての分析[13]などにおいて言語処理技術が活用されてきた。

日本のLJPでは、不法行為事件についての分析[14]などが行なわれている。この不法行為事件の分析においては、日本語でデータセットが構築され、①不法行為の成否判断を予想するタスクと、②その根拠となりうる重要な主張を抽出するタスク向けデータが提供されている。

今後、2027（令和9）年から運用開始が予定されている「民事判決データベース化」[15]などにより、データセットが充実していけば、日本のLJPの更なる進展が期待される。加えて、例えば、先の不法

行為事件データセットでは、原告・被告の各主張に対する採否の判断に基づくタスク設計がされているところ、各主張と裁判所の判断をテキストマイニングすることで、不法行為事件に現れる法意識を分析するなど、副次的利用も可能になるように思われる。

3.2 立法過程における法意識

立法過程における言語処理について、海外では、制定法のネットワークを用いた一連の研究[16]や、米国連邦議会における法案の成否と言語的特徴との関係に関する研究[17]などが存在するが、こうした法の複雑化や法言語の特徴を言語処理により分析する研究は、見方によっては、立法過程に関与する官僚などのアーキテクトの法意識の解明につながる可能性を秘めているように思われる。

筆者も法意識を直接対象として取り扱ったものではないが、日本の法律の3割から5割程度の法案に付される見直し条項ⁱⁱに関して、法案のテキストを用いて対応分析や共起関係などを確認した[19,20]。こうした実証分析の過程で、規定される見直し条項の文言の定型性・抽象性や見直し条項が果たす機能面から、アーキテクトにおける法の融通性の選好についても考察を加えたところである。

4 おわりに

多くの論稿で言及されているように、法ドメイン分野における言語処理の発展のためには、言語処理を専門とする者と法学を専門とする者との協同作業が必要となる。またそのためには、法律専門家が言語処理におけるアノテーション作業などに積極的に関与していく必要がある。加えて、AI時代の新しい言語処理はより人間や社会に関心が向けられるとの指摘がされたところである[21]。その一環として人の感情の一部である法意識の解明についても言語処理の果たすべき役割は決して少なくないと考えられる。

本稿は、弁護士であり法社会学を研究する筆者が、年次大会で言語処理を研究されている方々と対話したいがために、探り探り書き上げたものである。そのため、初歩的な誤解や見当違いの部分が含まれるかも知れない。忌憚のないご叱正を賜れば幸いである。

ⁱⁱ 法律の施行後一定の期間内あるいは一定期間の経過を目処に、その法律の施行の状況等を見てそれに基づいて検討を加え、必要があれば法律の見直しなど所要の措置を講ずるよう政府に義務付ける規定のことをいう[18]。

謝辞

本報告は、本学会の30周年特別記念企画である「言語処理技術セミナー」に参加し、触発を受けて執筆したものである。当セミナーの企画運営にご尽力された先生及び本テーマセッションのご紹介をいただいた坂地泰紀先生に記して感謝申し上げる。

参考文献

- [1] 飯田高. 法の構造と計量分析. 社会科学研究, Vol. 72, No. 4, pp.3–25, 2021.
- [2] 山田大介, 島津明. 法令文の言語的特徴を利用した可読性向上のための表示. 言語処理学会第12回年次大会論文集 (NLP2006), pp.196–199, 2006.
- [3] 北野尚樹, 西山大輝. 法令文の可読性向上のための定義規定・略称規定における文型定義及びパターンベースの正式名称・略称抽出手法. 言語処理学会第31回年次大会論文集 (NLP2025), pp.2243–2248, 2025.
- [4] 森田果. 法学を学ぶのはなぜ?: 気づいたら法学部, にならないための法学入門. 有斐閣, 2020.
- [5] 川島武宜. 日本人の法意識. 岩波書店, 1967.
- [6] 六本佳平. 法社会学. 有斐閣, 1986.
- [7] John Owen Haley, **Authority without Power: Law and the Japanese Paradox**, Oxford University Press, 1991.
- [8] 尾崎一郎. 紛争行動／法使用行動と法文化について. 松本尚子編. 法文化 (歴史・比較・情報) 叢書 17: 法を使う／紛争文化, pp.231–249, 国際書院, 2019.
- [9] 馬場健一. 低訴訟率を捉える視点: 折衷でも循環でもなく (尾崎論文へのコメント). 松本尚子編. 法文化 (歴史・比較・情報) 叢書 17: 法を使う／紛争文化, pp.251–264, 国際書院, 2019.
- [10] 飯田高. ルール適用の融通性. ダニエル・H・フット, 濱野亮, 太田勝造編. 法の経験的社会科学の確立に向けて: 村山眞維先生古稀記念, pp.359–381, 信山社, 2019.
- [11] 山内匠. 法令データの現状と法令分野へのデジタル技術適用の展望. 言語処理学会第30回年次大会論文集 (NLP2024), pp.1051–1055, 2024.
- [12] Daniel Martin Katz, Michael J. Bommarito II, and Josh Blackman. A general approach for predicting the behavior of the Supreme Court of the United States. **PLoS ONE**, Vol. 12, No. 4: e0174698, 2017.
- [13] Nikolaos Aletras, Dimitrios Tsarapatsanis, Daniel Preoțiuc-Pietro and Vasileios Lampos. Predicting judicial decisions of the European Court of Human Rights: a Natural Language Processing perspective. **PeerJ Computer Science**, Vol.2:e93, 2016.
- [14] 山田寛章, 徳永健伸, 小原隆太郎, 得津晶, 竹下啓介, 角田美穂子. 日本語不法行為事件データセットの構築. 言語処理学会第30回年次大会論文集 (NLP2024), pp.1045–1050, 2024.
- [15] 法務省. 民事判決情報データベース化検討会報告書. <https://www.moj.go.jp/content/001423117.pdf>, Accessed: 2026-01-08.
- [16] Daniel Martin Katz, Corinna Coupette, Janis Beckedorf, and Dirk Hartung. Complex Societies and the Growth of the Law. **Scientific Reports**, Vol. 10: 18737, 2020.
- [17] John J. Nay. Predicting and understanding law-making with word vectors and an ensemble model. **PLoS ONE**, Vol. 12, No. 5: e0176999, 2017.
- [18] 法制執務研究会編. 新訂ワークブック法制執務第2版. ぎょうせい, 2018.
- [19] 山下瞬. 多変量解析による見直し条項の定量分析: 「応答的法」に向けて. 法社会学, Vol. 91, pp.170–200, 2025.
- [20] 山下瞬. 見直し条項のナッジ理論による機能分析: 選択アーキテクチャー試論. 法社会学, Vol. 92, 未発行, 2026.
- [21] 言語処理学会理事会主催緊急パネル: ChatGPTで自然言語処理は終わるのか?. 言語処理学会第29回年次大会 (NLP2023), 2023.